

様式第 21 号の 2 の 3 (第 95 条の 3 の 2 関係)

(表面)

第	号
立 入 検 査 証	
	氏 名
	年 月 日生
	印 又 は 刻印
	上記の者は、労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）第 9 6 条の 2 の規定によ り立入検査をする職員であることを証明す る。
	年 月 日
独立行政法人労働者健康安全機構理事長 印	

(裏面)

<p>労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄） （機構による労働災害の原因の調査等の実施）</p> <p>第九十六条の二 厚生労働大臣は、第九十三条第二項又は第三項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合において、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）に、当該調査を行わせることができる。</p> <p>2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第九十四条第一項の規定による立入検査（前項に規定する調査に係るものに限る。）を行わせることができる。</p> <p>3 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。</p> <p>4 機構は、前項の指示に従って立入検査を行ったときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>5 第九十一条第三項及び第四項の規定は、第二項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第三項中「労働基準監督官」とあるのは、「独立行政法人労働者健康安全機構の職員」と読み替えるものとする。</p> <p>（機構に対する命令）</p> <p>第九十六条の三 厚生労働大臣は、前条第一項に規定する調査に係る業務及び同条第二項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、これらの業務に関し必要な命令をすることができる。</p> <p>第一百二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 第九十一条第一項若しくは第二項、第九十四条第一項又は第九十六条第一項、第二項若しくは第四項の規定による立入り、検査、作業環境測定、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。</p> <p>五・六 （略）</p>	<p>（参考） （労働基準監督官の権限）</p> <p>第九十一条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （産業安全専門官及び労働衛生専門官）</p> <p>第九十三条 （略）</p> <p>2 産業安全専門官は、第三十七条第一項の許可、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行う。</p> <p>3 労働衛生専門官は、第五十六条第一項の許可、第五十七条の四第四項の規定による勧告、第五十七条の五第一項の規定による指示、第六十五条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。</p> <p>4 （略） （産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限）</p> <p>第九十四条 産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条第二項又は第三項の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。</p> <p>2 （略）</p>
---	--

(縦7.0センチメートル、横11.0センチメートル)